

[意見募集要項]

1. 意見募集対象

亜鉛に係る暫定排水基準(案)

2. 募集期間

平成23年8月19日(金)～平成23年9月20日(火)

(郵送の場合は、平成23年9月20日(火)必着でお願いします。)

3. 提出方法

[意見提出用紙]の様式により、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

(1) 郵送 : [意見提出用紙]に従って提出してください。

(2) ファクシミリ : [意見提出用紙]に従って提出してください。

(3) 電子メール : [意見提出用紙]の項目に従い、メール本文に記載して、テキスト形式で送付してください(添付ファイルによる御意見の提出は御遠慮願います。)

なお、電話での御意見はお受けすることができませんので、あらかじめ御了承ください。

意見提出用紙

[宛 先] 環境省 水・大気環境局 水環境課あて

[住 所] 〒

[氏名(職業)]

(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名も併せてご記入ください)

[年齢及び性別]

[電話番号]

[FAX番号]

[メールアドレス]

[意見]

< 該当箇所 >

(どの部分についての御意見か、該当箇所がわかるように明記してください。)

< 意見内容 >

< 理由 > (可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)

4. 意見提出先

環境省水・大気環境局水環境課排水基準係 あて

郵送の場合: 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

ファクシミリの場合: (FAX番号)03-3593-1438

電子メールの場合: (電子メールアドレス)mizu-kanri@env.go.jp

5. 公表資料の入手方法

インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口 (<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)

環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/info/iken.html>)

環境省水・大気環境局水環境課において資料配布

場所：東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館23階2301号

入館の手続きが必要であるため、事前にお電話での御連絡をお願いします。

郵送による送付

郵送を希望される方は、390円切手を貼付した返信用封筒(A4の書類が折らずに入るもの。郵便番号、住所、氏名を必ず明記。)を同封の上、上記4.意見提出先の郵送の場合のあて先まで送付してください。

なお、切手、封筒が同封されていない場合は受付しかねますので、あらかじめ御了承願います。

6. その他・注意事項

御意見は、日本語で御提出ください。

電話での御意見の提出は御遠慮願います。

御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。

頂いた御意見については、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き公開される可能性のあることを御承知おきください(公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えてください。)

企業・団体から意見を提出される場合には、同一の意見を複数の部署から提出されることのないようお願いします。